

# 鉄人



入学式

# NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局  
 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4  
 TEL.042-764-4128  
 FAX.042-762-9593  
 編集 鈴木明子  
 http://www.tobu21.co.jp

Vol.32  
 2013  
 4月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

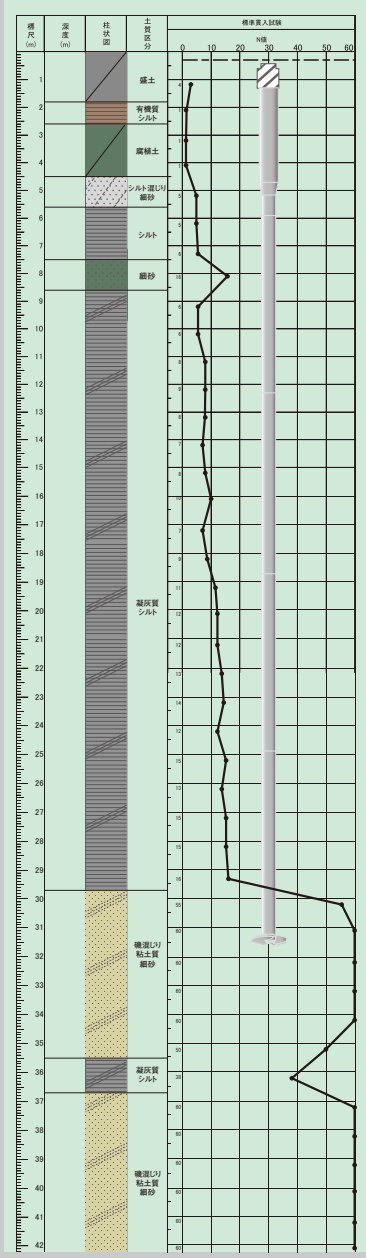


## だから選ばれる... 最強鋼管杭基礎『e-pile』!

### 某ビル 新築工事



### ボーリング柱状図



工事名	某ビル 新築工事
施工地	神奈川県小田原市
用途	店舗ビル
構造	鉄骨造(S)
階数	地上2階



☆ご採用いただき、誠にありがとうございました。

杭の種類 φ267.4mm-( 拡頭径)φ318.5mm L=29.21m Dw500mm 4set  
 φ267.4mm-( 拡頭径)φ318.5mm L=29.21m Dw650mm 4set

△ 本物件は商店街に建設される某店舗ビル新築計画の杭基礎工事です。  
 課題となった点は、23.0m×4.9mの計画配置に対し可能な杭基礎工法の選定と支持地盤が深いため、支持杭が摩擦杭のいずれかに対して安全かつ安価な工法選択が問われました。

◎ e-pile工法は、大型の複数設備を必要としない超コンパクト施工を特徴としている、低騒音、低振動、無排土といった住環境配慮型の工法です。また、拡頭構造を採用する事で設計的经济性を高く評価頂き採用となりました。

元請様には施工地盤の整備等ご協力いただき安全且つ無事に工事を完了することが出来ました

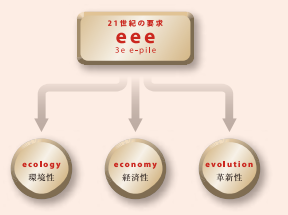
## 環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。



国土交通省大臣認定工法



**3e**  
 e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



### エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。



鋼管杭基礎総合メーカー  
**Tobu** 株式会社 東部  
 http://www.tobu21.co.jp

■ 本社  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5  
 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 相模原機材センター  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1285-1  
 TEL.042-785-2812 FAX.042-785-2813

■ 地盤評価センター  
 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

■ 本店/経理室  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4  
 TEL.042-764-4128 FAX.042-762-9593

■ 施工管理センター  
 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



## 配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件の緩和について

詳しくは神奈川県のホームページをご確認下さい。

神奈川県（企業庁、教育委員会、県警本部を含みます）が、原則として平成25年4月1日以降（※）に発注（兼務する工事と、兼務の相手方とする工事の双方とも同様です）し、一定の条件を満たす工事について、主任技術者の専任、及び、現場代理人の常駐に関する要件を、当面の間、次のように緩和します。\*平成24年度2月補正（その2）により発注する工事については、平成25年4月1日以前に発注するものについても対象とします。

### 1 主任技術者の専任要件の緩和について

請負代金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の工事に配置する主任技術者については、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※1）で、かつ、工事現場の間隔が直線距離で5km程度で自動車で概ね30分以内の範囲内の工事に限り、2件まで兼務を認めます。

（※1）「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、神奈川県が発注する「**同業種（細目は問わない）の工事**」又は「**異業種でも、主任技術者の資格要件が同一の工事（※2）**」のことをいいます。

（※2）兼務の相手方となる施工中の工事における資格要件（資格や経歴等）に応じて、主任技術者となりうる工事間の兼務を認めます。（例：一級土木施工管理技士＝土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、仮装、しゅんせつ、塗装、水道施設）

### 2 現場代理人が兼務できる工事の範囲の拡大について

現場代理人の常駐義務について、主任技術者の兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合に限り、2,500万円以上（建築工事の場合は、1,000万円以上）の工事においても、連絡員を定めることを条件に、2件まで兼務を認めます。

### 3 入札時の手続きについて

・兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に、速やかに兼務の意思を発注者に伝えるとともに、兼務の相手方となる工事の発注者に「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を正副2通提出し、副本に当該者の押印を受けてください。

・事後審査中の発注者に、配置予定技術者届や現場代理人兼務届等の従前の書類のほか、前記「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の副本を提出し、発注者の審査を受けてください。

### 4 その他

・本件緩和措置は、監理技術者や営業所における専任の技術者には、適用されません。

・兼務を認めた工事において、契約中に、そのいずれかの下請契約の金額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くこととなりますが、監理技術者の兼務は認められないため、主任技術者の途中交代を認めます。

ワンポイント

## 健康コラム

### 花粉症でお悩みの方に推奨したいセルフケア

春の訪れとともに清々しく気持ちの季節になって参りました！が・・・花粉症の方からすれば真逆の季節。そんな花粉症でお悩みの方、必見です！！

#### 外出時の花粉対策

##### 防具を装着し、眼・鼻をガードするメガネやマスク、帽子を着用

メガネやマスクを装着すると、非装着時と比べて、鼻や眼に入る花粉の数を半分に抑えることができます（図1）。

花粉症用のものはさらに浸入花粉数を減らすことができますが、使い勝手のよい一般的なものでもかまいません。

また、コンタクトレンズを使用している人は花粉がレンズと結膜の間で擦れるので、花粉飛散期だけでもメガネに替えた方がよいでしょう。

また、市販のマスクを使用するときは、湿ったガーゼを挟み込んで使用すると効果的です。

図1 鼻の中と眼に入る花粉数—実験的なマスク、メガネの効果

	鼻の中の花粉数	結膜上の花粉数
マスクなし メガネなし	1848 個	791 個
通常のマスク 通常のメガネ装着者	537 個	460 個
花粉症用のマスク 花粉症用メガネ装着者	304 個	280 個

日本医科大学耳鼻咽喉科 大久保公裕作成による



花粉症

#### ウールの服は避ける

羊毛類の衣類は花粉が付着しやすく、花粉を屋内などに持ち込みやすいので、避けたいものです。

#### 帰宅後の対策

手洗い うがい 洗顔 上着を玄関ではたく

#### 家での対策

##### 家の中でも花粉との接触をさけることが重要

- ・花粉の大量飛散日には窓を開けず、洗濯物や布団を干さない
- ・洗濯ものは、よくはたく

#### その他の対策

- ・粘膜を傷つけるタバコは避ける
- ・規則正しい生活を送り、ストレスをためない

#### 注意

水や市販の洗浄液で眼や鼻を洗浄すると症状が緩和されることがありますが、花粉が逆流して戻り、かえって症状悪化につながる場合もあるため、医師に相談が必要です。

参考：厚生労働省ホームページ

## 経理マンが行く

税金の滞納

桜が随分と早咲きし、入学式には間に合わず散ってしまいそうですね。散るからと今からピカピカのランドセルを背負い、桜の木の下で写真を撮られている光景を目にして微笑ましくもあり複雑な気持ちになりました。

さて、今回は税金を滞納するとどうなるかというお話です。税金を滞納すると、滞納処分を受け財産を差押えられる可能性があります。しかし、滞納している税金は納期限、差し押え、または最後に督促状を受け取ってから5年(脱税の場合は7年)経過すれば時効(消滅時効)となり、時効後、税務署(都道府県・市区町村)は、権利を行使して滞納税を徴収することが出来なくなるのです(差押え、督促などは時効中断事由に該当し、その中断事由が終了した翌日から再び時効に向けてのカウントが始まりますので、実際には納期限から5年で時効になることはありません)しかし税金が時効になったからといって、税金が免除されたわけではありません。あくまでも税務署(都道府県・市区町村)が権利を行使して徴収できなくなるというだけです。ですので、税務署(都道府県・市区町村)から催促状や納付書が送付されてこなくなるだけなので、当然、自主的に税金を納付することは可能です。ただ、時効になった税金を納付する方はほとんどいないと思いますけども・・・

もちろん税務署(都道府県・市区町村)としても時効まで指をくわえてみているわけではなく、時効になる前に滞納者の財産を差押え、差押えた財産を売却などで換価し、換価した代金を滞納税に充当しますので、実際には時効になる前にあらゆる権利、手段が行使されます。特に滞納税額が多額の場合は、税金が時効になることはそれほど多くありません。

「税金の時効」と聞くと得たように聞こえますが、税金を滞納していると過去の納税状況を調査されますので、国、銀行からの融資が受けられなくなったり「附帯税・加算税」などが課せられます。

例えば重加算税の場合、「無申告加算税の隠蔽、仮装：追加納付税額×40%」の追徴税額が課せられ、追徴税額に対してさらに延滞税(納期限から2ヶ月経過すると年14.6%)がかかってしまいます。これだけでも随分な延滞税ですね。またそれだけではなく、時効を意図的に狙うような場合は脱税とみなされ、その額によっては、国税犯則取締法により実刑、禁固刑(刑罰)が、また、滞納税額(脱税額)と同額の罰金刑も科せられる可能性もあるのです!

このように、税金が時効になったとしても、それ以上にデメリットのほうが大きい可能性が高いので、結局は素直に納税しておいたほうが良いという事です。

※逆の話で医療費控除などの還付請求権も5年となっています。当然、税務署が、「税金を払いすぎていますよ」と、指摘してくれるわけではありませんので、忘れていた場合は自分で気付くしかありません。(住民税の還付請求権は認められていません)

